

松江市保健所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

松江市保健所長に対する事務委任規則（平成 30 年松江市規則第 46 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前	
別表(第 2 条関係)		別表(第 2 条関係)	
根拠法令等	委任する事務	根拠法令等	委任する事務
1 医療法 (昭和 23 年法律第 205 号)	(1) 略 (2) <u>第 8 条第 1 項</u> の規定による診療所又は助産所の開設届の受理 <u>及び第 8 条第 2 項の規定によるオンライン診療受診施設の設置届の受理</u> (3) 第 8 条の 2 第 2 項の規定による診療所、 <u>助産所又はオンライン診療受診施設</u> の休止又は再開届の受理 (4) 第 9 条第 1 項の規定による診療所又は助産所の廃止届及び同条第 2 項の規定による診療所 <u>若しくは助産所の開設者又はオンライン診療受診施設の設置者</u> の死亡又は <u>失踪届</u> の受理 (5)～(8) 略	1 医療法 (昭和 23 年法律第 205 号)	(1) 略 (2) <u>第 8 条</u> ____の規定による診療所又は助産所の開設届の受理_____ _____ (3) 第 8 条の 2 第 2 項の規定による診療所 <u>又は助産所</u> _____ _____ _____ の休止又は再開届の受理 (4) 第 9 条第 1 項の規定による診療所又は助産所の廃止届及び同条第 2 項の規定による診療所 <u>又は</u> ____助産所の開設者_____ _____ _____ の死亡又は <u>失そう届</u> の受理 (5)～(8) 略
2 医療法 施行令 (昭和 23	(1) 第 4 条第 1 項の規定による診療所又は助産所の開設許可事項の変更届 <u>並びに</u> 同条第 3 項	2 医療法 施行令 (昭和 23	(1) 第 4 条第 1 項の規定による診療所又は助産所の開設許可事項の変更届 <u>及び</u> 同条第 3 項

年政令第 326号)	の規定による診療所又は助産 所の開設届出事項 及び同条第4 項の規定によるオンライン診 療施設の設置届出事項 の変更 届の受理 (2) 略	年政令第 326号)	の規定による診療所又は助産 所の開設届出事項_____の _____ _____の変更 届の受理 (2) 略
略		略	

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。